

光華女子短大

本田弘子

目的 我が国では、婚姻によつて夫婦は同姓に存らなければならぬ。又、離婚の際、婚姻によつて氏を變えた者は、もとの氏にかえらなければならぬ。氏が家庭名とも考えられる所以である。即ち、氏(姓)は他人の呼び名であり、又、家庭的共同生活体を表わすものである。我が国の現状では、婚姻の際、婦人が氏を變える場合が多く、従つて離婚の際には、もとの氏にかえるのは婦人の才が多い。ために仕事も、活動している者が離婚してもとの氏にかえらなければならぬ時、往々にして不利益を蒙る事が多い。こうした社会的信用度や、不利益、不便を考へる時、婦人のみでは無いが呼び名としての婚姻中の姓を稱し、尚、活動を続け行く事は許さるべきであらうと思ふ。今回は、この問題を氏の變更を申立て、いるケースから考察した。

方法 家庭裁判所への申立事例を取上げ、本題にもっと詳しく内容を検討した。

結果 許可されたものを類型的にまとめると、次のように存った。

- ① 家庭感情の上の確衡を保つ(もとの配偶者の同意を得ている) ② 社会生活上非常に不利益を蒙つてゐる ③ 婚姻中の氏(姓)を若離婚も独立した活動をしてゐる ④ 永年迄の氏を使用している ⑤ 婦人の申立が多い などである。

婦人の社会的地位の向上と共に、こうした申立は増加するものと思はれる。我が国も、將來、外口の例に見られるように、婚姻の際も、夫婦の氏は同一でなくとも自由にし、又、離婚の際も、若し一才が氏を考へたとしても、離婚後の氏の使用は自由であるというように制度的に存せざるべからう。